

■ 不在者投票

他の市町村での不在者投票

仕事や学業などの都合で町外に滞在のため、町内で投票ができないかたは、あらかじめ選挙管理委員会に手続きを行い、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

入院(所)中の不在者投票

指定施設に入院(所)中のかたは、その施設内で不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設は、「表2」のとおりです。投票を希望されるかたは施設にお申し出ください。

郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害があるなど、「表3」の要件に該当するかたは、郵送で不在者投票をすることができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望されるかたは選挙管理委員会までご連絡ください。

※証明書の交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。

■ 代理投票・点字投票

手が不自由で字が書けないなど自分で投票することができないかたには、代理投票の制度があります。また目の不自由なかたは点字で投票することができます。投票所の係員にお申し出ください。

■ 開票

開票は即日開票とし、4月7日(日)午後9時から文化会館3階会議室Aで行います。

町の選挙人名簿に登録されていれば参観できます。参観席の定員は20人で、参観券は午後8時45分から先着順に交付します。

表2 不在者投票指定施設(町内)

病 院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ

表3 郵便などによる不在者投票ができるかた

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級
心臓機能障害		
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害	1から3級	
免疫障害		
介護保険要介護状態区分「要介護5」		

問合せ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1231

